

労働者派遣法改正法の施行に向けた政省令・告示事項  
(これまでの議論を踏まえ改めて整理したもの)

1. 日雇派遣の原則禁止（法第35条の3第1項関係）

- ① 法第35条の3第1項の政令で定める業務（日雇派遣の原則禁止の例外となる業務）は、ソフトウェア開発、機械設計等の業務（いわゆる17.5業務）とすること。【政令事項】
- ② 法第35条の3第1項の政令で定める場合（日雇派遣の原則禁止の例外として認められる場合）は、次のとおりとすること。【政省令事項】
  - ア 日雇労働者が60歳以上である場合 <高齢者>
  - イ 日雇労働者が学校教育法の学校（専修学校・各種学校を含む。）の学生又は生徒（定時制の課程に在学する者等を除く。）である場合 <昼間学生（雇用保険法の適用を受けない学生）>
  - ウ 日雇労働者の収入（生業収入）の額が500万円以上である場合 <副業>【P（資料2）】
  - エ 日雇労働者が生計を一にする配偶者等の収入により生計を維持する者であって、世帯収入の額が500万円以上である場合 <主たる生計者でない者>【P（資料2）】
- ③ 派遣元事業主は、労働者を日雇派遣労働者として雇い入れようとするときは、当該労働者が従事する業務が①に該当し、又は当該労働者が②に該当しているかどうかを確認すること。【日雇派遣指針事項】
- ④ 派遣元事業主は、日雇派遣労働者に対して労働安全衛生法第59条第1項に規定する雇入時の安全衛生教育を行う際には、日雇派遣労働者が従事する具体的な業務内容について、派遣先から確實に聴取した上で、当該業務内容に即した安全衛生教育を行うこと。

また、日雇派遣労働者が労働安全衛生法第 59 条第 3 項に規定する危険有害業務に従事する場合には、派遣先が危険有害業務就業時の安全衛生教育を確實に行つたかどうか確認すること。【日雇派遣指針事項】

⑤ 派遣先は、派遣元事業主が日雇派遣労働者に対する雇入時の安全衛生教育を適切に行えるよう、日雇派遣労働者が従事する具体的な業務内容を派遣元事業主に対し積極的に提供すること。

また、派遣元事業主が日雇派遣労働者に対する雇入時の安全衛生教育を確實に行つたかどうか確認すること。【日雇派遣指針事項】

## 2. グループ企業内派遣の8割規制（法第23条第3項、第23条の2関係）

① 法第 23 条の 2 の厚生労働省令で定める者（関係派遣先に含まれる者）は、次のとおりとすること。【省令事項】【P（資料3）】

ア 派遣元事業主が連結子会社である場合 <連結決算を導入している場合>

- 1) 派遣元事業主の親会社
- 2) 派遣元事業主の親会社の連結子会社

※ 親子関係は、連結決算の範囲により判断する。

イ 派遣元事業主が連結子会社でない場合 <連結決算を導入していない場合>

- 1) 派遣元事業主の親会社

※ 「派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者」「派遣元事業主の資本金の過半数を出資している者」「派遣元事業主に対し、これらと同等以上の支配力を有している者」とする。

- 2) 派遣元事業主の親会社の子会社

※ 「派遣元事業主の親会社が議決権の過半数を所有している者」「派遣元事業主の親会社が資本金の過半数を出資している者」「派遣元事業主の親会社がこれらと同等以上の支配力を有している者」とする。

- ② 法第 23 条の 2 の厚生労働省令で定めるところにより算定した割合（関係派遣先への派遣割合）は、一の事業年度における派遣元事業主が雇用する派遣労働者（60 歳以上の定年退職者を除く。）の関係派遣先に係る派遣就業に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の全ての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とすること。【省令事項】
- ③ 派遣元事業主は、法第 23 条第 3 項の規定による報告（関係派遣先への派遣割合の報告）をしようとするときは、毎事業年度終了後 3 月が経過する日までの間に厚生労働大臣に報告すること。【省令事項】【P（資料 3）】

### 3. 離職した労働者を離職後 1 年以内に派遣労働者として受け入れることの禁止（法第 35 条の 4、法第 40 条の 6 関係）

- ① 法第 40 条の 6 第 1 項の厚生労働省令で定める者（派遣労働者としての受入禁止の例外となる者）は、60 歳以上の定年退職者とすること。【省令事項】
- ② 法第 40 条の 6 第 2 項の規定による通知（労働者派遣の役務の提供を受けた場合に法第 40 条の 6 第 1 項の規定に抵触する場合の派遣元事業主への通知）は、書面の交付、ファクシミリを利用してする送信又は電子メールの送信により行うこと。【省令事項】

### 4. 一定の有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置（法第 30 条関係）

- ① 法第 30 条の厚生労働省令で定める者（無期雇用への転換推進措置の対象者）は、次のとおりとすること。【省令事項】
  - ア 派遣元事業主に雇用された期間が通算して 1 年以上である期間を定めて雇用する派遣労働者
  - イ 派遣元事業主に雇用された期間が通算して 1 年以上である派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者（登

## 録型派遣の場合の登録状態にある労働者)

- ② 派遣元事業主は、法第 30 条の規定による措置（無期雇用への転換推進措置）を講ずるに当たっては、①ア又はイに該当する労働者（以下②において「派遣労働者等」という。）に対し、労働契約の締結、更新等の機会を活用し、又は電子メールを活用する等により、同措置を受けるかどうか等についての派遣労働者等の希望を把握するよう努めること。【派遣元指針事項】

## 5. 均衡待遇の確保（法第 30 条の 2、法第 40 条第 3 項関係）

- ① 派遣元事業主は、派遣労働者の賃金の決定に当たっては、法第 30 条の 2 第 1 項の規定の趣旨を踏まえ、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、派遣労働者と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準や派遣労働者の職務の内容等を勘案するよう努めること。

また、派遣労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金を決定するよう努めること。

なお、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金水準との均衡を考慮した結果のみをもって、当該派遣労働者の賃金を従前より引き下げるような取扱いは、法第 30 条の 2 第 1 項の趣旨を踏まえた対応とはいえないこと。【派遣元指針事項】

- ② 派遣先は、法第 40 条第 3 項の規定に基づき、派遣元事業主の求めに応じ、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金水準、教育訓練等に関する情報を提供するよう努めること。

また、派遣元事業主が派遣労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金を決定できるよう、派遣元事業主からの求めに応じ、派遣労働者の職務の評価等に協力するよう努めること。【派遣先指針事項】

## 6. マージン率等の情報提供（法第23条第5項関係）

- ① 法第23条第5項の厚生労働省令で定める事項（情報提供すべき事項）は、次のとおりとすること。【省令事項】
  - ア 労働者派遣に関する料金の額の平均額
  - イ 派遣労働者の賃金の額の平均額
  - ウ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
- ② 法第23条第5項の規定による情報提供（マージン率等の情報提供）は、事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。【省令事項】
- ③ 法第23条第5項の規定による割合の算定（マージン率の算定）は、前事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を、当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とすること。ただし、当該事業所が労働者派遣事業を行う他の事業所と一体的な経営を行っている場合には、その範囲内において算定することを妨げないこと。【省令事項】

## 7. 待遇に関する事項等の説明（法第31条の2関係）

- ① 法第31条の2の厚生労働省令で定める事項（派遣労働者として雇用しようとする労働者に対する説明事項）は、次のとおりとすること。【省令事項】
  - ア 当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の待遇に関する事項
  - イ 事業運営に関する事項
  - ウ 労働者派遣に関する制度の概要

- ② 法第 31 条の 2 の規定による説明（待遇に関する事項等の説明）は、書面の交付、ファクシミリを利用してする送信、電子メールの送信その他の適切な方法により行うこと。ただし、①アのうち労働者の賃金の額の見込みを説明する場合には、書面の交付、ファクシミリを利用してする送信又は電子メールの送信により行うこと。【省令事項】【P（資料 4）】

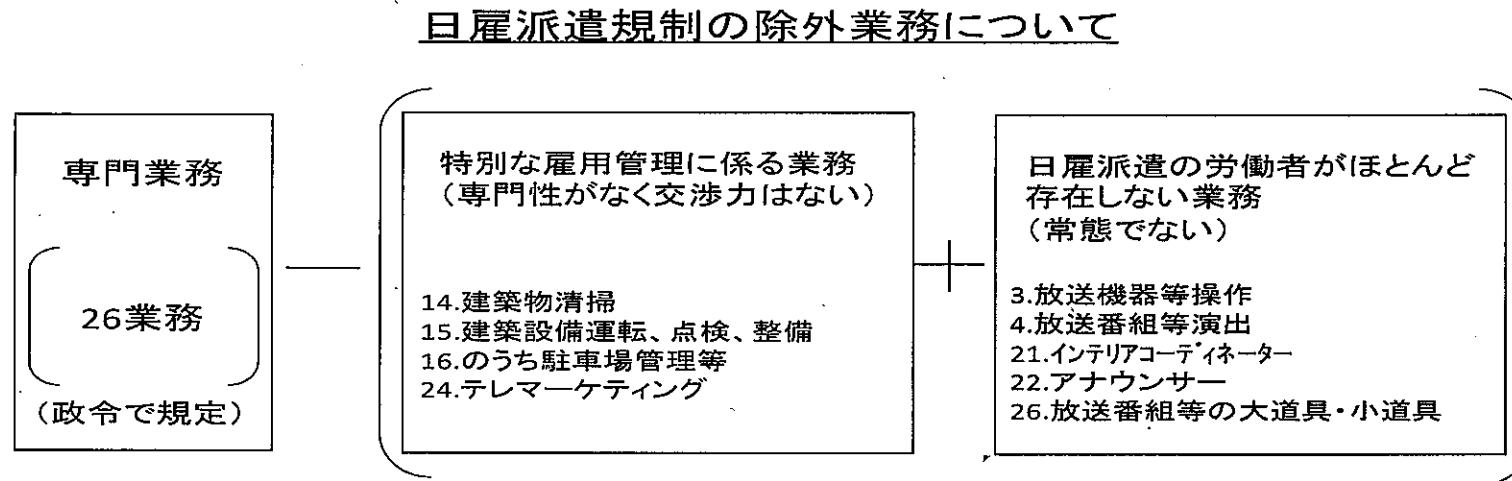
## 8. 派遣労働者に対する派遣料金の額の明示（法第 34 条の 2 関係）

- ① 法第 34 の 2 の厚生労働省令で定める額（明示すべき労働者派遣に関する料金の額）は、次のいずれかとすること。【省令事項】
- ア 当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額  
イ 当該労働者に係る労働者派遣を行う事業所における労働者派遣に関する料金の額の平均額
- ② 法第 34 条の 2 の規定による明示（労働者派遣に関する料金の額の明示）は、書面の交付、ファクシミリを利用してする送信又は電子メールの送信により行うこと。ただし、派遣元事業主が労働者派遣をしようとする場合における①ア又はイの額が、同条第 1 号の規定（当該労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合）により明示した額と同一である場合には、同条第 2 号の規定（派遣元事業主が労働者派遣をしようとする場合）による明示を要しないこと。【省令事項】

## 9. その他

- ① 労働者派遣法改正法の施行期日は、平成 24 年 10 月 1 日とすること。【政令事項】
- ② その他所要の規定の整備を行うこと。【政省令・告示事項】

(参考1) 日雇派遣の原則禁止の例外業務（いわゆる17.5業務）



※ 専門性があると認められる業務以外は政令で規定できない（引越し等の単純作業など）

【日雇派遣原則禁止の例外業務】

1ソフトウェア開発	8ファイリング	13添乗	19書籍等の制作・編集
2機械設計	9調査	16受付・案内	20広告デザイン
5事務用機器操作	10財務処理	17研究開発	23OAインストラクション
6通訳、翻訳、速記	11取引文書作成	18事業の実施体制の 企画、立案	25セールスエンジニアの 営業、金融商品の営業
7秘書	12デモンストレーション		

※ 20年に労政審の建議で合意を得たものであるが、正式には法案成立後、再度労政審の議論を経て、政令で決定

(参考2) 雇用保険法の適用を受けない学生の範囲⇒①～④以外の者

- ① 卒業を予定している者であって、雇用保険の適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっているもの
- ② 休学中の者
- ③ 定時制の課程に在学する者
- ④ ①～③に準ずる者（例：事業主の命により（雇用関係を存続したまま）、大学院等に在学する者（社会人大学院生など））

# 日雇派遣の原則禁止の例外として認められる「場合」

資料2

- 日雇派遣の原則禁止の例外として認められる「場合」については、前回までの議論を踏まえ、以下のとおりとしてはどうか。

## 【日雇派遣の原則禁止の例外として認められる「場合」】

- ① 「高齢者（60歳以上）」「雇間学生」「副業として従事する者」「主たる生計者でない者」とする。

「副業として従事する者」「主たる生計者でない者」は、以下に該当する者に限定する。

- ア) 「副業として従事する者」 ⇒ 生業の収入が一定額（次頁参照）以上
- イ) 「主たる生計者でない者」 ⇒ 世帯全体の収入が一定額（次頁参照）以上

（注）「主たる生計者でない者」…世帯全体の収入に占める本人（労働者）の収入の割合が50%未満

- ② 要件の確認は、以下の方法によることを基本とする。

- ア) 高齢者 ⇒ 年齢が確認できる公的書類等
- イ) 雇間学生 ⇒ 学生証等
- ウ) 収入要件 ⇒ 本人・配偶者等の所得証明書、源泉徴収票の写し等

（注）前年度の収入が要件を満たす場合でも、当年度の収入が要件を満たさないことが明らかである場合には、日雇派遣の例外となる。

- ③ なお、派遣元事業主において、所得証明書や源泉徴収票の写し等を保存しておく必要はないが、例えば、派遣元管理台帳に記録を残しておくなど、どのような種類の書類により要件に該当するか否かの確認を行ったかが分かるようにしておく必要がある。

## 収入要件の考え方

- 日雇派遣が原則禁止とされた趣旨は、必要な雇用管理がなされず、労働者保護が果たされない等といった課題に対応するためである。

今回御議論いただいている収入要件は、あくまでも「日雇派遣の原則禁止の例外」としての位置付けである。
- 「副業として従事する者」と「主たる生計者でない者」の収入要件を分けて考える方法もあり得るが、派遣元事業主のみならず、労働者一人一人にも理解してもらう必要があるため、分かりやすい制度とすることが重要である。

そのため、「副業として従事する者」と「主たる生計者でない者」の収入要件は一本とすることが適当である。
- 収入要件の具体的な水準については、
  - ・ 2～4人世帯の平均的な標準生計費（世帯数による加重平均）の「2倍」を基準に考えていくことを基本とするが、
  - ・ 各種調査の所得分布（世帯単位・個人単位）も参考としつつ、
  - ・ 賃金構造基本統計調査における正社員労働者の平均年収や、数字の分かりやすさ等も加味し、「500万円以上」と設定してはどうか。

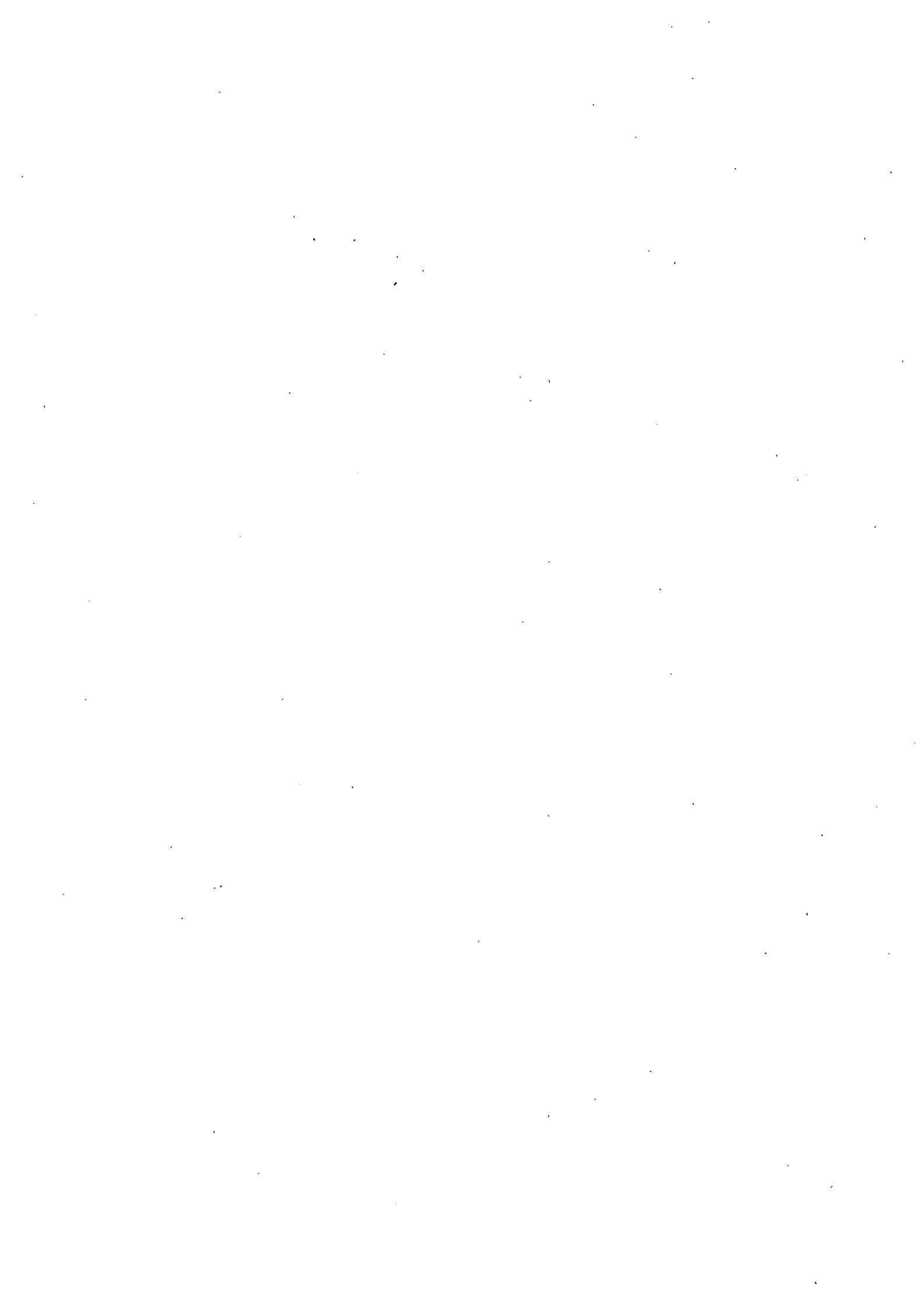
# 賃金構造基本統計調査に基づく平均年収の算定

	平均年収 (男女計)	男性	女性
全体	470.9万円	526.8万円	355.9万円
うち正社員	502.3万円	549.0万円	390.5万円
うち非正社員	273.8万円	318.9万円	233.0万円

(注) 平均年収は、きまつて支給する現金給与額×12十年間賞与その他特別給与額により算出。

## 【内訳】

	男女計		男性		女性	
	きまつて支 給する現金 給与額	年間賞与そ の他特別給 与額	きまつて支 給する現金 給与額	年間賞与そ の他特別給 与額	きまつて支 給する現金 給与額	年間賞与そ の他特別給 与額
全体	32.38万円	82.37万円	36.02万円	94.52万円	24.88万円	57.34万円
うち正社員	34.15万円	92.48万円	37.24万円	102.14万円	26.76万円	69.42万円
うち非正社員	21.25万円	18.76万円	24.63万円	23.34万円	18.20万円	14.63万円



# グループ企業内派遣の8割規制

資料3

## 1. 関係派遣先の範囲

- 平成20年9月の「労働政策審議会建議」において、グループ企業が「親会社及び連結子会社」と整理されていることから、グループ企業の範囲を以下のように整理してはどうか。

### ① 連結決算を導入している場合

- ア) 親会社 → 派遣元事業主が連結子会社である場合の当該派遣元事業主の親会社
- イ) 親会社の子会社 → 親会社の連結子会社（会計上の「連結子会社」）

### ② 連結決算を導入していない場合

- ア) 親会社 → 派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者  
資本金の過半数を出資している者  
これらと同等以上の支配力を有する者
- イ) 親会社の子会社 → 派遣元事業主の親会社が議決権の過半数を所有している者  
資本金の過半数を出資している者  
これらと同等以上の支配力を有する者

## 2. 厚生労働大臣への報告時期

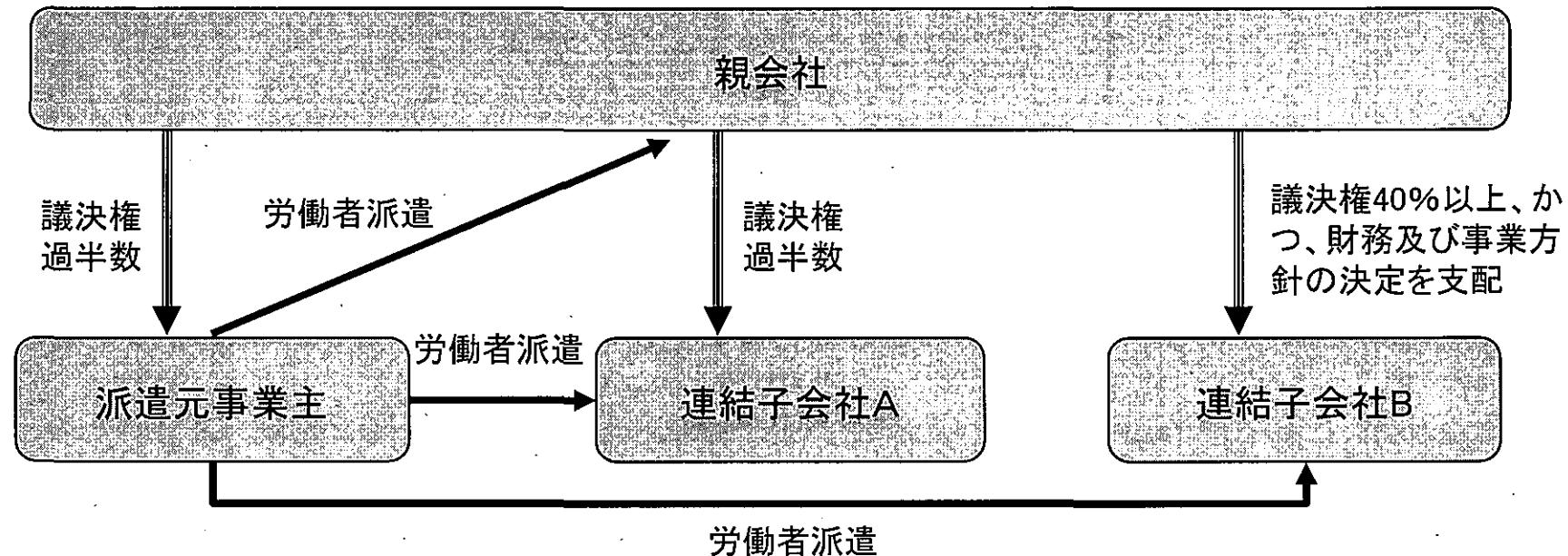
- 関係派遣先の範囲に連結決算の結果を利用することから、派遣割合の報告時期を収支計算書の提出時期と合わせる（毎事業年度経過後3ヶ月以内）こととしてはどうか。

### ＜参考＞ 労働政策審議会建議(平成20年9月24日)(抜粋)

グループ企業(親会社及び連結子会社)内の派遣会社が一の事業年度中に当該グループ企業に派遣する人員(定年退職者を除く)の割合を8割以下とする義務を派遣元事業主に課すことが適当である。

その際、割合についての報告制度を設けるとともに、8割を超えている場合には、指導、勧告、許可の取消し等の各措置を順次行うこととすることが適当である。

① 連結決算を導入している場合

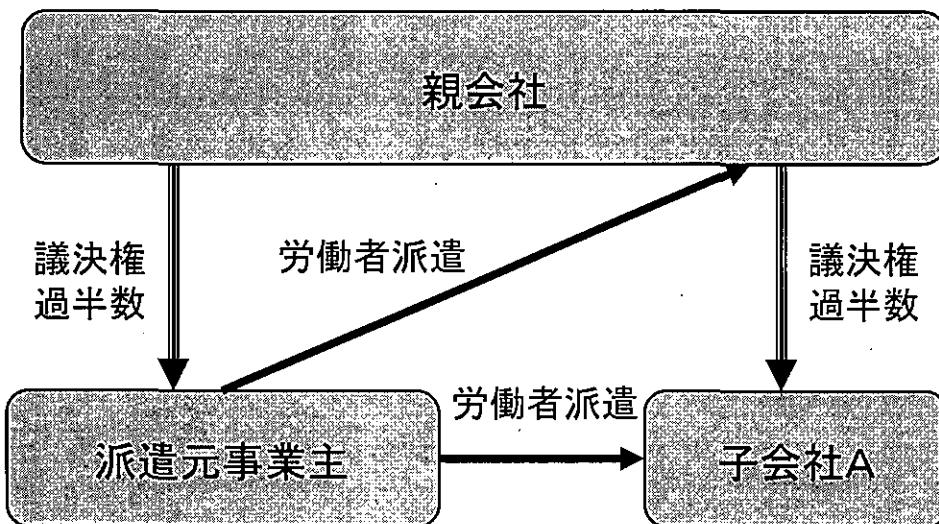


(注1)親会社と子会社が一体となって「他の会社」を支配している場合、子会社1社で「他の会社」を支配している場合等は、当該「他の会社」も親会社の子会社とみなされる。

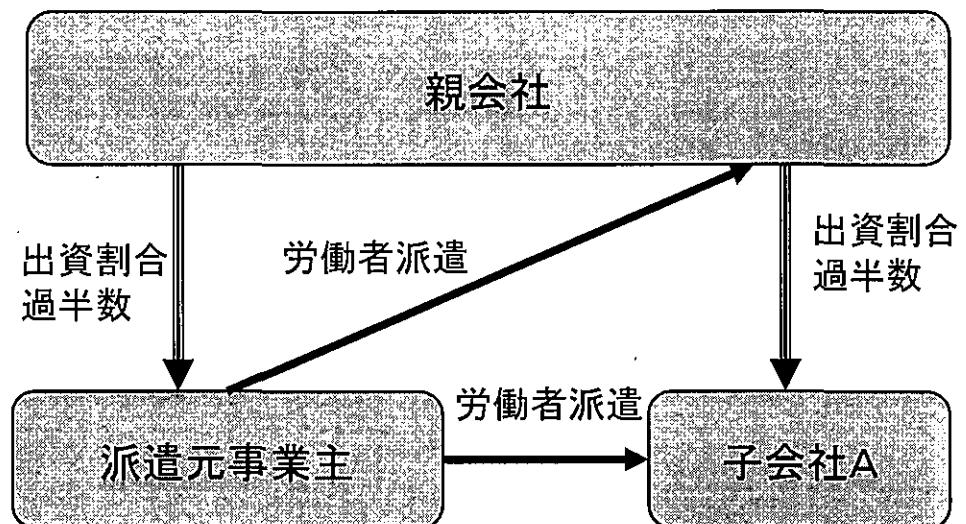
(注2)連結子会社の範囲は、実質的な支配力があるかどうかで判断。

② 連結決算を導入していない場合

【例1】



【例2】



# 会計基準の取扱いについての変遷

	平成20年9月（建議）当時	平成24年6月現在
連結財務諸表に関する会計基準（日本基準）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子会社の範囲 →支配力基準により判定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同左</li> </ul>
米国基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○米国でSECに登録している企業については、米国基準での財務諸表の開示が許容</li> <li>○子会社の範囲 →持株基準により判定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同左</li> </ul>
国際会計基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子会社の範囲 →支配力基準により判定 ※ 日本では使用されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成22年3月期より、国際的な事業・財務活動を行う企業の連結財務諸表について、IFRSの使用が許容 ※ 外国に資本金20億円以上の子会社を有している等の要件を満たす場合のみ。</li> <li>○子会社の範囲→同左</li> </ul>

（注1）平成23年3月末では、日本電波工業（株）・HOYA（株）・住友商事（株）がIFRSに準拠して財務諸表を作成している。

（注2）日本基準の場合には重要性の乏しい子会社等については連結対象外となるが、国際会計基準の場合にはそのような例外はない。

# 待遇に関する事項等の説明方法

資料4

## 1. 検討の方向性（部会における議論を踏まえて事務局にて整理した考え方）

- ① 当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込み  
⇒ 書面の交付、FAX又は電子メール
- ② 待遇に関する事項（賃金の額の見込みを除く。）、事業運営に関する事項及び労働者派遣に関する制度の概要  
⇒ 書面の交付、FAX、電子メール等

## 2. 具体的な説明方法（賃金の額の見込み関係）

- 労働者の能力・経験・職歴・保有資格等を考慮し、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合の賃金額の見込み（一定の幅があって構わない。）を説明すればよい。  
※ 具体的な賃金額については、労働契約の締結時に文書にて再度明示。
- なお、電子メールにより説明する場合には、メールの中で賃金額の見込みを明記する。  
※ 当該労働者が派遣労働者として特定の業務に従事した場合における賃金額の見込みを記載すればよ  
く、その方法としては、派遣元事業主のホームページの特定の画面に記載されている賃金額の見込み  
をコピーして貼り付けることで可とする。  
ただし、メールの中でホームページのリンク先を明示することによって賃金額の説明に代えること  
については、当該リンク先がリンク切れとなる可能性も十分に考えられるため、原則として認めない。

## (参考) 具体的な説明方法のイメージ

### 【例 1】

- 40歳女性、ホームヘルパー2級の資格あり、実務経験5年
- 週休二日の施設内介護職員を希望

⇒ 賃金額の見込みは、月給で150,000～210,000円です。

(注) 当派遣元事業主で派遣労働者として雇用した場合に、あなたの資格・実務経験等を考慮して現時点での想定される賃金額の見込みであり、実際の賃金額はこれとは異なる場合があります。

### 【例 2】

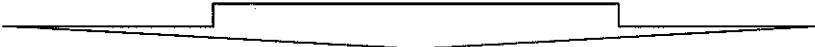
- 30歳男性、資格なし
- 週休二日の携帯電話の販売業務を希望（携帯電話の販売の実務経験なし）

⇒ 賃金額の見込みは、月給で160,000～220,000円です。

(注) 当派遣元事業主で派遣労働者として雇用した場合に、あなたの資格・実務経験等を考慮して現時点での想定される賃金額の見込みであり、実際の賃金額はこれとは異なる場合があります。

【例 3】

- 25歳女性、資格なし
- 週休二日の一般事務を希望（一般事務の実務経験 1年）

- 
- ・ 派遣先が××地区となる場合の賃金額の見込みは、月給で160,000～180,000円です。
  - ・ 派遣先が△△地区となる場合の賃金額の見込みは、月給で150,000～160,000円です。

(注) 当派遣元事業主で派遣労働者として雇用した場合に、あなたの資格・実務経験等を考慮して現時点で想定される賃金額の見込みであり、実際の賃金額はこれとは異なる場合があります。

## 標準生計費について

参考資料1

### ① 世帯人員別標準生計費（平成23年4月）

(円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人
月額	117,390	169,340	196,930	224,520
年換算額※	1,659,223	2,393,498	2,783,463	3,173,428
×2倍	3,318,446	4,786,996	5,566,926	6,346,856

(資料出所)平成23年9月人事院勧告参考資料(生計費関係)を元に需給調整事業課において作成

※ 年換算額は、月額×12か月÷0.849(税・社会保険料控除分)として計算したもの。

なお、税・社会保険料控除分は、一定の仮定を置いて算出した値である。

(注)標準生計費は、食料費、住居関係費、被服・履物費、雑費Ⅰ(保健医療、交通・通信、教育等)及び雑費Ⅱ(その他の消費支出)で構成。

### 【参考】平成22年4月標準生計費

(円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人
月額	123,350	191,130	210,360	229,600
年換算額※	1,723,166	2,670,035	2,938,673	3,207,451

※ 年換算額=月額×12か月÷0.859(社会保険料・税額)

## ② 世帯構成の状況（平成22年国勢調査）

	世帯数	割合	
一般世帯総数	5,184.2万世帯		
① うち 世帯人員が2人の世帯数	1,412.6万世帯	45.6%	世帯人員が2~4 人の世帯を100% とした場合の割合
② うち 世帯人員が3人の世帯数	942.2万世帯	30.4%	
③ うち 世帯人員が4人の世帯数	746.0万世帯	24.1%	
④ ①~③の合計	3,100.8万世帯	100.0%	

## ③ 2~4人世帯の平均的な標準生計費（世帯数による加重平均）

	年換算額	×2倍
平成23年4月標準生計費に基づく 計算結果	270.0万円	539.9万円

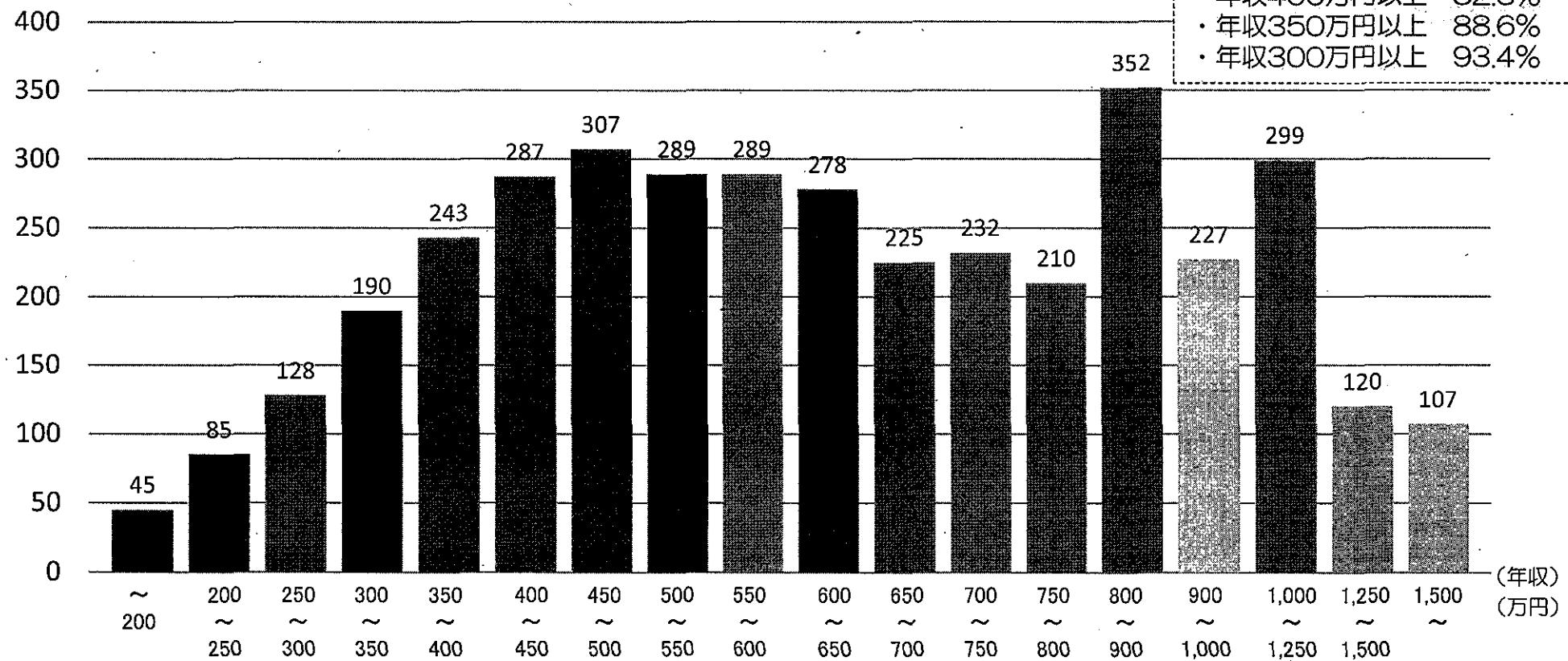
【参考】 平成22年4月標準生計費に基づく計算結果(世帯数による加重平均)  
 ⇒ 288.1万円(年換算額)

# 家計調査の調査対象となる勤労者世帯の所得分布

- 標準生計費（人事院）の算定基礎となっているのは、総務省の家計調査（全国・勤労者世帯）である。
- 家計調査の「勤労者世帯」で調査対象とされている標本世帯（n=3,913）の所得分布は、以下のとおり。

【平成23年4月家計調査における勤労者世帯の所得分布】

(世帯数)



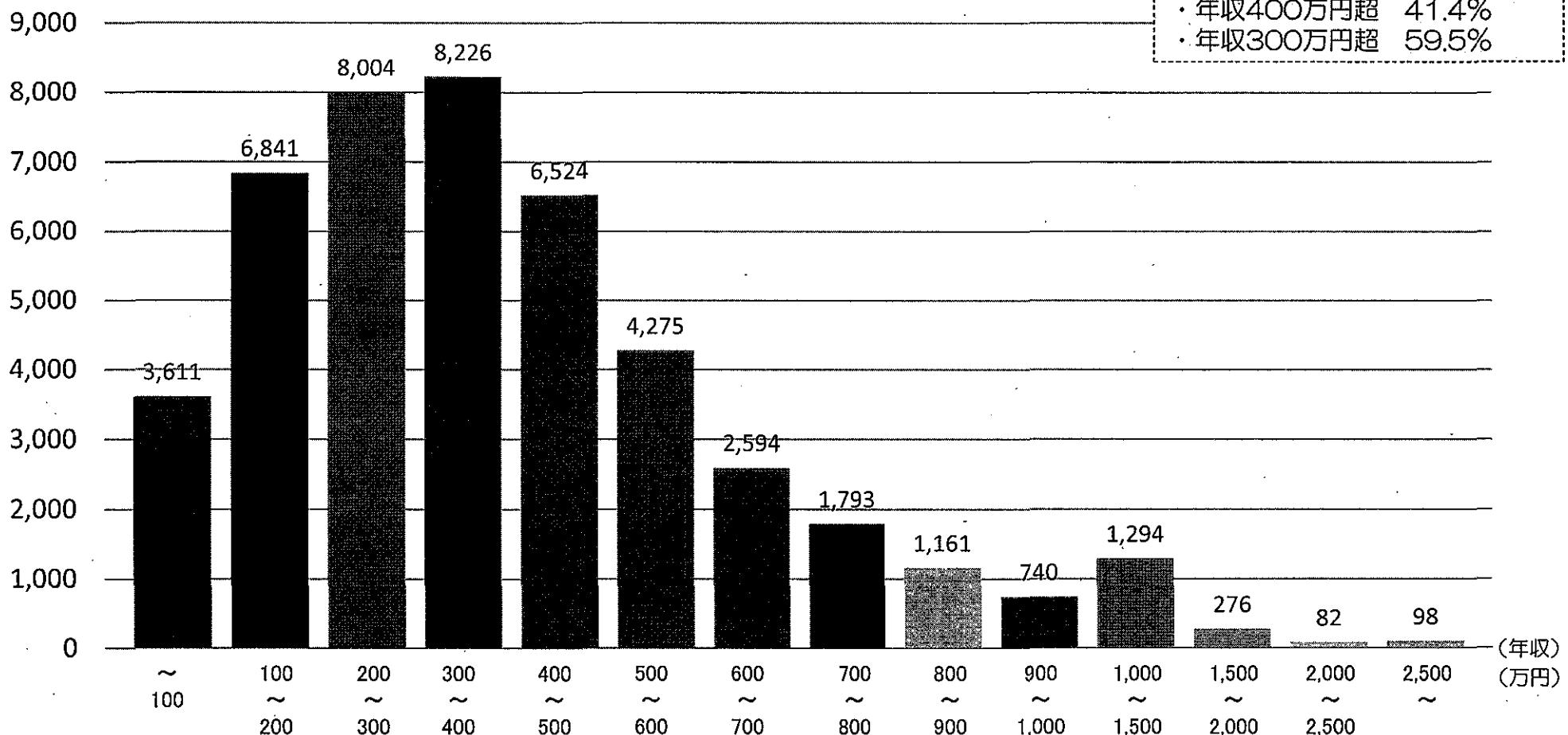
## <カバー率>

・年収600万円以上	52.4%
・年収550万円以上	59.8%
・年収500万円以上	67.2%
・年収450万円以上	75.0%
・年収400万円以上	82.3%
・年収350万円以上	88.6%
・年収300万円以上	93.4%

# 民間給与実態統計調査における給与所得者の所得分布

【平成22年分民間給与実態統計調査における給与所得者の所得分布】

(給与所得者数) (千人)



<カバー率>

- ・年収600万円超 17.7%
- ・年収500万円超 27.1%
- ・年収400万円超 41.4%
- ・年収300万円超 59.5%

(注1)集計に当たり、パート、アルバイト、正規・非正規等の給与所得者といった従業上の地位は区分していない。

(注2)従業員1人以上の事業所から一定の抽出率により標本給与所得者を抽出し、全体の給与所得者(1年を通じて勤務した給与所得者)の給与分布を作成している。

(注3)民間の給与所得者の給与について、源泉徴収義務者(事業所)の支払額に着目して集計を行ったものであり、その個人の所得全体を示したものではない。

# 賃金構造基本統計調査における労働者の所得分布①

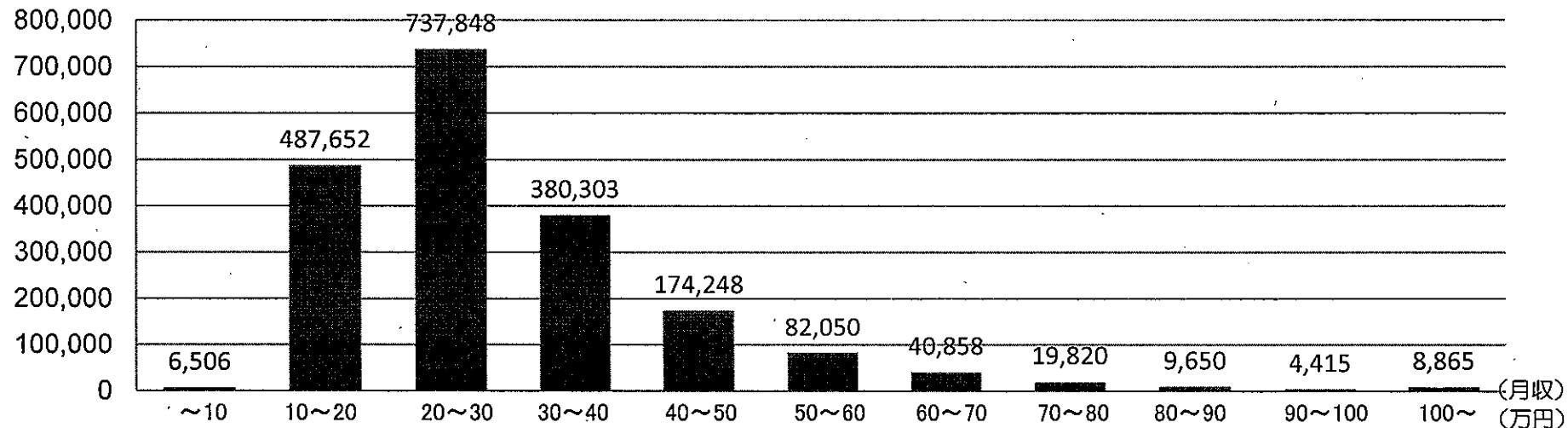
	平均年収	男性	女性
全体	470.9万円	526.8万円	355.9万円
うち正社員	502.3万円	549.0万円	390.5万円
うち非正社員	273.8万円	318.9万円	233.0万円

(注) 平均年収は、きまつて支給する現金給与額×12年間賞与その他特別給与額により算出。

## 【平成23年度賃金構造基本統計調査労働者の所得分布（所定内給与額）】 ※月収ベース

### ① 労働者全体

(労働者数) (十人)

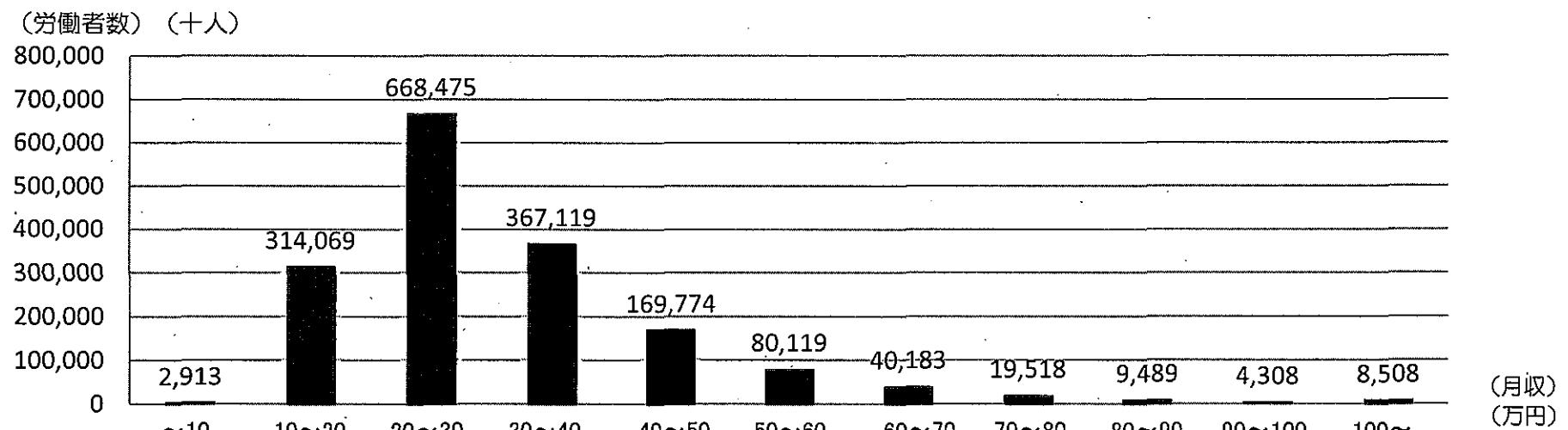


※ 労働者全体の「年間賞与その他特別給与額」は、平均で82.37万円

(出典) 平成23年賃金構造基本統計調査 (厚生労働省) 5

## 賃金構造基本統計調査における労働者の所得分布②

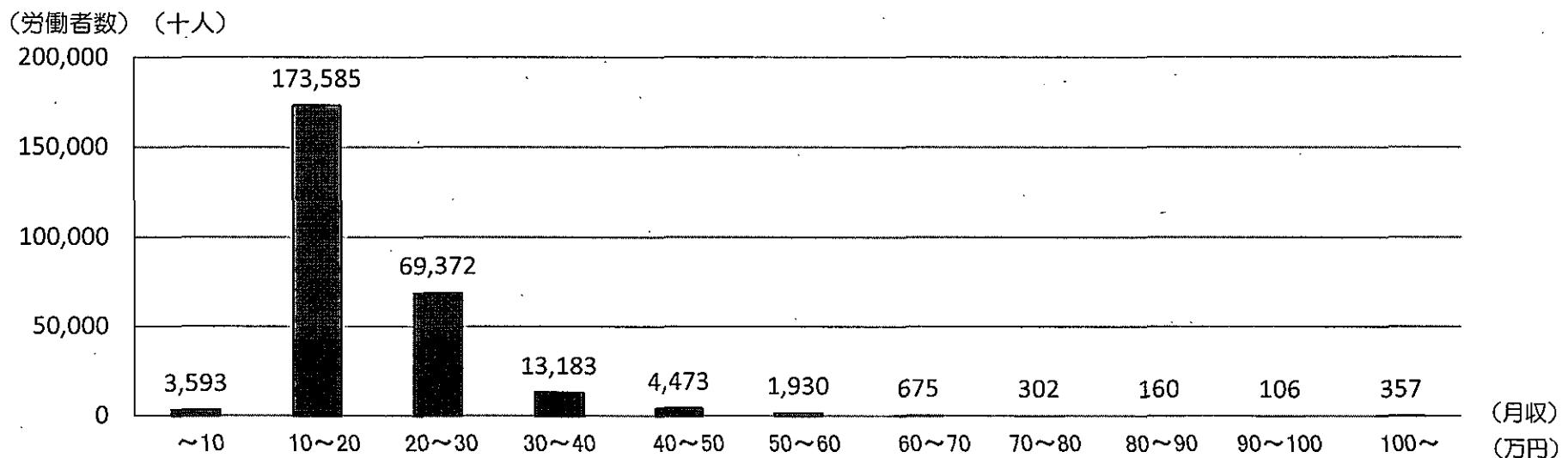
### ② うち正社員



※ 正社員の「年間賞与その他特別給与額」は、平均で92.48万円

(出典) 平成23年賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)

### ③ うち非正社員



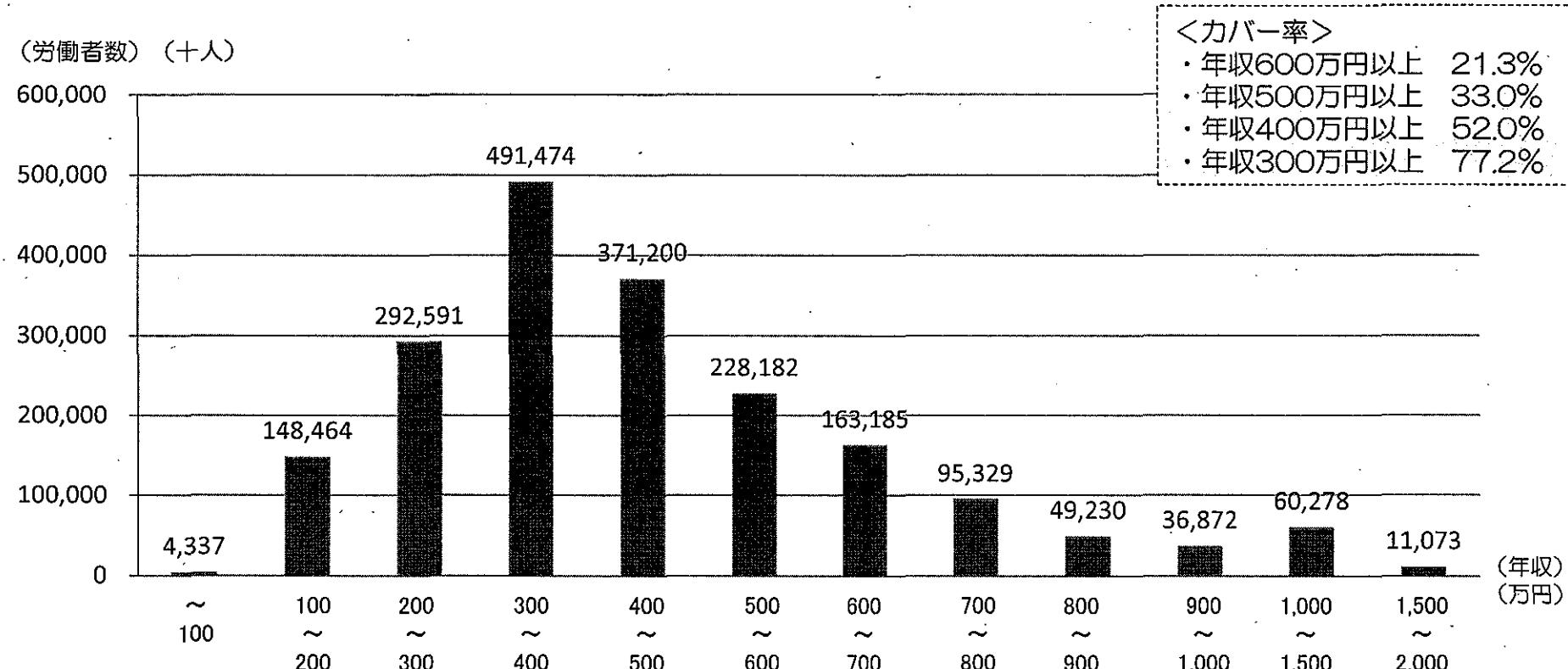
※ 非正社員の「年間賞与その他特別給与額」は、平均で18.76万円

(出典) 平成23年賃金構造基本統計調査 (厚生労働省) 6

# 賃金構造基本統計調査における労働者の所得分布③

【平成23年度賃金構造基本統計調査労働者の所得分布（所定内給与額）を用いて年収換算した場合の推計分布】

## ① 労働者全体

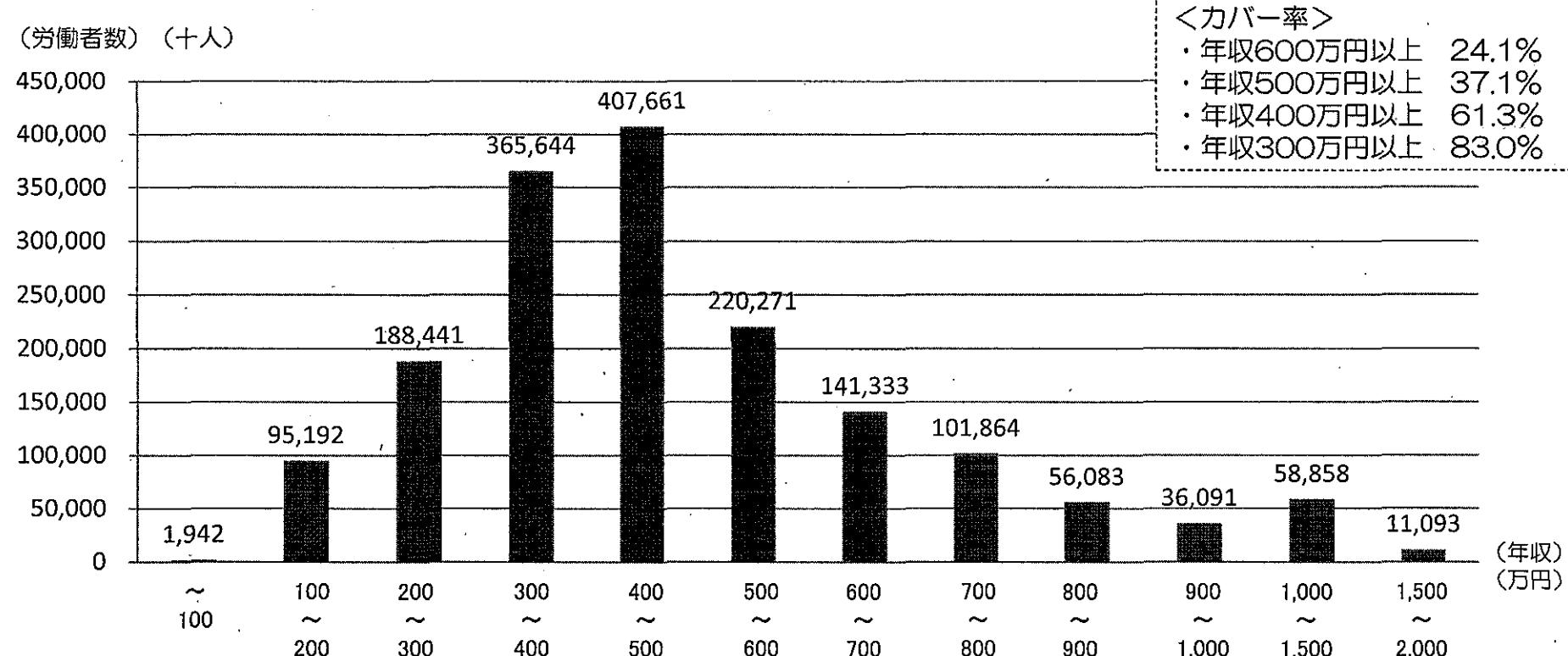


※ 労働者全体のきまって支給する現金給与額（32.38万円）、所定内給与額（29.68万円）、年間賞与その他特別給与額（82.37万円）の関係が同じである等の仮定を置いた上で推計

# 賃金構造基本統計調査における労働者の所得分布④

【平成23年度賃金構造基本統計調査労働者の所得分布（所定内給与額）を用いて年収換算した場合の推計分布】

## ② うち正社員

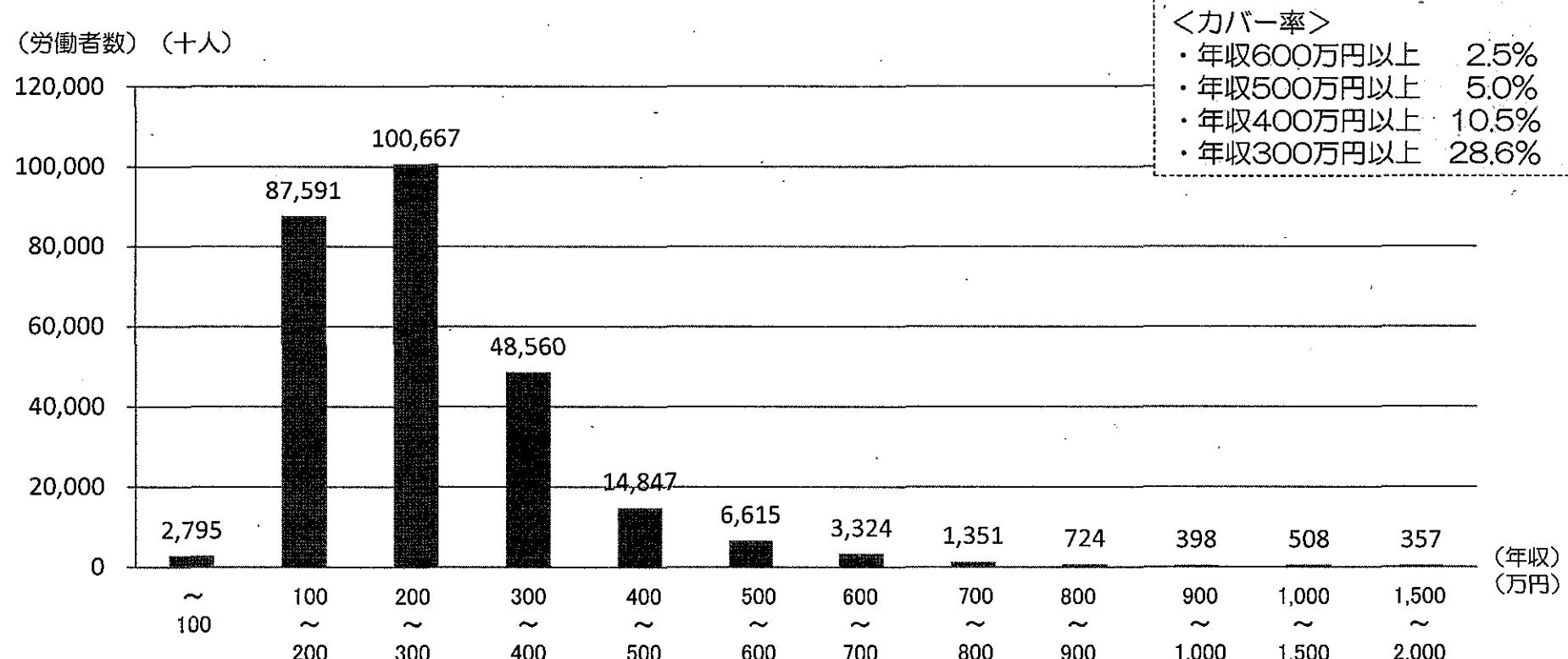


※ 労働者全体のきまつて支給する現金給与額（34.15万円）、所定内給与額（31.28万円）、年間賞与その他特別給与額（92.48万円）の関係が同じである等の仮定を置いた上で推計

## 賃金構造基本統計調査における労働者の所得分布⑤

【平成23年度賃金構造基本統計調査労働者の所得分布（所定内給与額）を用いて年収換算した場合の推計分布】

### ③ うち非正社員



\* 労働者全体のきまって支給する現金給与額（21.25万円）、所定内給与額（19.59万円）、年間賞与その他特別給与額（18.76万円）の関係が同じである等の仮定を置いた上で推計

# 日雇労働者の収入の状況

- 平成19年に行った「日雇い派遣労働者の実態に関する調査」結果によると、短期派遣労働者（1か月未満の雇用契約で働く者）の平均月収は13.3万円であった。

短期派遣労働者（1か月未満の雇用契約で働く者）の就業実態	平均就業日数：14.0日／月	→ 単純に12倍すると、 159.6万円
	平均月収：13.3万円	

※ 雇用契約については、1日単位が84.0%、2日～1か月未満が6.6%

（出典）「日雇い派遣労働者の実態に関する調査」（平成19年厚生労働省）

【参考】「日雇派遣」による就業が主たる稼得手段である労働者を想定した場合のイメージ

日雇派遣の収入要件	日雇派遣で働かない場合の実質的な収入額
収入要件を <u>600万円</u> に設定した場合	440.4万円 (=600万円 - 159.6万円)
収入要件を <u>500万円</u> に設定した場合	340.4万円 (=500万円 - 159.6万円)
収入要件を <u>400万円</u> に設定した場合	240.4万円 (=400万円 - 159.6万円)
収入要件を <u>300万円</u> に設定した場合	140.4万円 (=300万円 - 159.6万円)

# 日雇派遣の原則禁止に関する平成20年当時の 労働力需給制度部会における議論の状況①

- 平成20年9月の労働政策審議会建議・平成21年12月の労働政策審議会答申のいずれにおいても、日雇派遣の原則禁止に関して労使からの意見は付されていない。

## ① 労働政策審議会建議（平成20年9月24日）（抜粋）

### 1 日雇派遣について

日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者について、原則、労働者派遣を行ってはならないものとすることが適当である。

その場合、日雇派遣が常態であり、かつ、労働者の保護に問題ない業務等について、政令によりポジティブリスト化して認めることが適当である。

具体的には、いわゆる26業務から、特別な雇用管理を必要とする業務（第14号、第15号、第16号（駐車場の管理等の業務に限る）及び第24号の業務）及び日雇派遣がほとんどみられない業務（第3号、第4号、第21号、第22号及び第26号）を除外したものをリスト化することとするが、これ以外の業務については専門性があり労働者の保護に問題のない業務のリスト化など、適宜リストの見直しを行うことが適当である。

また、これらの措置に伴い、政府は、日雇派遣労働者等の雇用の安定を図るため、公共職業安定所又は職業紹介事業者の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めることが適当である。

## ② 今後の労働者派遣制度の在り方について（平成21年12月28日労働政策審議会答申）（抜粋）

### 3 日雇派遣の原則禁止

- (1) 雇用管理に欠ける形態である日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者については、労働者派遣を禁止することが適当である。
- (2) この場合、20年法案と同様に、日雇派遣が常態であり、かつ、労働者の保護に問題ない業務等について、政令によりポジティブリスト化して認めることが適当である。
- (3) なお、雇用期間のみなし規定（2か月+1日）については、就業日など、みなされた労働契約の内容が不明確である等の問題があることから、設けないこととすることが適当である。

## 日雇派遣の原則禁止に関する平成20年当時の 労働力需給制度部会における議論の状況②

- なお、平成20年9月の労働政策審議会建議のとりまとめに当たり本部会で御議論いただいた際には、日雇派遣に関して以下のような点が指摘されている。

### 【指摘事項例】

- ・ 派遣元事業主において、必要な雇用管理がなされず、労働者保護が果たされない。
- ・ 派遣元事業主が派遣労働者を雇用しているという自覚があるかどうか疑問。雇用者責任を放棄している。
- ・ 間接雇用の形態になるため、責任の所在が不明確となる。また、使用者性が曖昧になり、結果的に労働災害等の問題が発生している。
- ・ そもそも、雇用管理がなされない日雇派遣という形態は社会的にも問題がある。 等
- ・ 日雇派遣労働者の中には、今ままの働き方を希望する者も多く、原則禁止にした場合、学生や主婦等にとって不便になり、それまで従事してきた仕事を失うおそれが出てくる。
- ・ 雇用者責任を果たせないような事業者や、コンプライアンスの認識が不十分な事業者に対しては、個別の指導を強化していくべきであり、日雇派遣を原則禁止にする必要はない。
- ・ 引っ越し等のように、繁閑の差の大きい業務や一時的・突発的に生じる業務についても、労働者の安全を確保した上で例外として認めるべき。 等

(注1) 事務局において、過去の議事録を適宜要約・抜粋している。

(注2) なお、平成21年当時は、上記の指摘事項を前提とした上で、主に日雇派遣の期間（2か月以内）についての議論が中心に行われており、日雇派遣の規制の必要性自体にまで遡った議論は行われていない。

# 労働者派遣法改正法

参考資料2

## 事業規制の強化

- ・ 日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外)
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

## 派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- ・ 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

## 違法派遣に対する迅速・的確な対処

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記

※ 「登録型派遣の在り方」、「製造業務派遣の在り方」、「特定労働者派遣事業の在り方」を検討事項とする。

施行期日:公布の日から6か月以内の政令で定める日(労働契約申込みみなし制度の施行日は、法の施行から3年経過後)

## 【国会での主な修正点】

- 「登録型派遣・製造業務派遣の原則禁止」の削除、「登録型派遣・製造業務派遣の在り方」を検討事項とする。
- 原則禁止される日雇派遣の範囲を「2ヶ月以内」から「30日以内」に修正、原則禁止の例外に「雇用機会の確保が特に困難な場合等」を追加。
- 労働契約申込みみなし制度の施行日を「法の施行から3年経過後」に延期。

# ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成23年12月7日 衆議院厚生労働委員会

- [1] 登録型派遣の在り方、製造業務派遣の在り方及び特定労働者派遣事業の在り方については、本法施行後1年経過後をめどに、東日本大震災による雇用状況、デフレ・円高等の産業に与える影響及び派遣労働者の就労機会の確保等も勘案して論点を整理し、労働政策審議会での議論を開始すること。
- [2] いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について、派遣労働者や派遣元・派遣先企業に分かりやすい制度となるよう、速やかに見直しの検討を開始すること。検討の結論が出るまでの間、期間制限違反の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に、必要な限度においてのみ実施するよう改めること。  
労働契約申込みみなし規定の適用に当たっては、事業者及び労働者に対し、期間制限違反に該当するかどうか等の助言を丁寧に行うこと。
- [3] いわゆる偽装請負の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に実施するよう改めること。  
労働契約申込みみなし規定が適用される「偽装する意図を持っているケース」を、具体的に明確化すること。併せて、事業者及び労働者に対し、偽装請負に該当するかどうかの助言を丁寧に行うとともに、労働者派遣と請負の区分基準を更に明確化すること。
- [4] 労働契約申込みみなし制度の創設に当たり、派遣労働者の就業機会が縮小することのないよう、周知と意見聴取を徹底するよう努めること。
- [5] 派遣労働者に対する労働・社会保険適用を一層促進するため、現行の派遣元指針及び派遣先指針に記載されている労働・社会保険適用の促進策の法定化を含む抜本強化について検討すること。
- [6] 優良な派遣元事業主が育成されるよう、法令遵守の一層の徹底、派遣労働者の労働条件の改善等、労働者派遣事業適正運営協力員制度の活用も含めた適切な指導、助言等を行うこと。
- [7] 派遣労働者の職業能力の開発を図るため、派遣元事業主は派遣労働者に対し教育訓練の機会を確保し、労働者派遣業界が派遣労働者の雇用の安定等に必要な職業能力開発に取り組む恒久的な仕組みを検討すること。

# ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成24年3月27日 参議院厚生労働委員会

- 〔1〕登録型派遣の在り方、製造業務派遣の在り方及び特定労働者派遣事業の在り方については、本法施行後一年を目途として、東日本大震災による雇用状況、デフレ・円高等の産業に与える影響及び派遣労働者の就労機会の確保等も勘案して論点を整理し、労働政策審議会での議論を開始すること。
- 〔2〕いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について、派遣労働者や派遣元・派遣先事業主に分かりやすい制度となるよう、速やかに見直しの検討を開始すること。検討の結論が出るまでの間、期間制限違反の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に、必要な限度においてのみ実施するよう徹底すること。また、労働契約申込みみなし規定の適用に当たっては、事業主及び労働者に対し、期間制限違反に該当するかどうか等の助言を丁寧に行うこと。
- 〔3〕いわゆる偽装請負の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に実施するよう徹底すること。また、労働契約申込みみなし規定が適用される「偽装する意図を持っているケース」を、具体的に明確化すること。併せて、事業主及び労働者に対し、偽装請負に該当するかどうかの助言を丁寧に行うとともに、労働者派遣と請負の区分基準を更に明確化すること。
- 〔4〕労働契約申込みみなし制度の創設に当たり、派遣労働者の就業機会が縮小することのないよう、周知と意見聴取を徹底すること。
- 〔5〕派遣労働者に対する労働・社会保険適用を一層促進するため、現行の派遣元指針及び派遣先指針に記載されている労働・社会保険適用の促進策の法定化を含む抜本強化について検討すること。
- 〔6〕優良な派遣元事業主が育成されるよう、法令遵守の一層の徹底、派遣労働者の労働条件の改善等、労働者派遣事業適正運営協力員制度の活用も含めた適切な指導、助言等を行うこと。
- 〔7〕派遣労働者の職業能力の開発を図るため、派遣元事業主は派遣労働者に対し教育訓練の機会を確保し、労働者派遣業界が派遣労働者の雇用の安定等に必要な職業能力開発に取り組む恒久的な仕組みを検討すること。
- 〔8〕本法施行に当たっては、あらかじめ、派遣労働者、派遣元・派遣先事業主等に対し、日雇派遣の原則禁止、派遣労働者の無期雇用への転換推進、均等待遇の確保、「マージン率」の情報公開など今回の改正内容について、十分な広報・情報提供を行い、周知徹底するよう万全を期すること。

労働政策審議会建議－労働者派遣制度の改正について  
(平成20年9月24日)

I 基本的考え方

- 1 労働者派遣制度については、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者がそれぞれ増加しており、労働力の需給調整を図るための制度として我が国の労働市場において一定の役割を果たしている。
- 2 しかしながら、
  - ・ 雇用管理に欠ける形態である日雇派遣など社会的に問題のある派遣形態が出てきていること、
  - ・ 派遣という働き方をやむを得ず選択し、長期間継続して従事することとなってしまっている者がみられるうこと、
  - ・ 禁止業務派遣や二重派遣などの違反事案が顕在化し、業務停止処分等の行政処分となる事案もみられるなど、指導監督件数も大幅に増加していることから、これらの事態に対処していくことが必要である。
- 3 このため、労働者派遣法を改正し、以下のような具体的措置を講ずることが必要である。

II 具体的措置について

1 日雇派遣について

日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者について、原則、労働者派遣を行ってはならないものとすることが適当である。

その場合、日雇派遣が常態であり、かつ、労働者の保護に問題ない業務等について、政令によりポジティブリスト化して認めることが適当である。

具体的には、いわゆる26業務から、特別な雇用管理を必要とする業務（第14号、第15号、第16号（駐車場の管理等の業務に限る）及び第24号の業務）及び日雇派遣がほとんどみられない業務（第3号、第4号、第21号、第22号及び第26号）を除外したものをリスト化することとするが、これ以外の業務については専門性があり労働者の保護に問題のない業務のリスト化など、適宜リストの見直しを行うことが適当である。

また、これらの措置に伴い、政府は、日雇派遣労働者等の雇用の安定を図るため、公共職業安定所又は職業紹介事業者の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めることが適当である。

## 2 登録型派遣の常用化について

- 1年以上勤務している、期間を定めて雇用する派遣労働者等の希望を踏まえ、
- ① 期間を定めないで雇用する派遣労働者又は通常の労働者として雇い入れること
  - ② 期間を定めないで雇用する派遣労働者への転換を促進するための教育訓練等の措置を講ずること
  - ③ 紹介予定派遣の対象とし、又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れることを通じて、派遣先での直接雇用を促進すること
- のいずれかの措置を講ずる努力義務を派遣元事業主に課すことが適当である。

労働者代表委員からは、登録型派遣については規制強化が行われていないことから、活用事由の制限や期間制限の強化など、労働者派遣制度が労働力の臨時的・一時的な需給調整のシステムであることを担保する実効性ある措置の導入や、同制度は全て許可制とするなどの措置をとるべきであるとの意見があった。

使用者代表委員からは、期間を定めないで雇用する派遣労働者の派遣先を安定的に確保し、派遣労働者の常用化を推進するため、期間を定めないで雇用する派遣労働者については、自由化業務における期間制限(法第40条の2)及び雇用申込義務(法第40条の4)の適用対象から除外すべきであるとの意見があった。

## 3 派遣労働者の待遇の確保について

- (1) 派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を勘案し、賃金を決定する努力義務を派遣元事業主に課すことが適当である。また、派遣先の同種の労働者の賃金を考慮要素の一つとして指針に明記することが適当である。

労働者代表委員からは、労働者派遣制度における常用代替防止の趣旨の徹底を図る観点からは、派遣労働者の賃金決定に関する努力義務等では不十分であり、派遣先の同種の労働者との均等待遇原則を法律に明記すべきであるとの意見があった。

使用者代表委員からは、派遣労働者の賃金を決定する際に、派遣先の同種の労働者の賃金を考慮要素の一つとすることについては、派遣先の労働者と派遣労働者とではそもそも雇用主が異なることから、企業別の労使関係を基本とする日本の労働市場においては問題があるとの意見があった。

- (2) 派遣労働者等のキャリアパスを考慮に入れた適切な教育訓練の実施、就業機会の確保等を講ずる努力義務を派遣元事業主に課すことが適当である。

- (3) (1)及び(2)に当たって、派遣先に対し、当該措置に必要な情報の提供等必要な協力の努力義務を課すことが適当である。
- (4) 派遣料金、派遣労働者の賃金、これらの差額の派遣料金に占める割合等の事業運営に関する情報の公開義務を派遣元事業主に課すことが適当である。
- (5) 派遣労働者等に対し、事業運営に関する状況、具体的な待遇決定の方法、労働者派遣制度の仕組みの説明を行う義務を派遣元事業主に課すことが適当である。

#### 4 雇用契約申込義務について

期間の定めのない雇用契約の派遣労働者について、労働者派遣法第40条の5（雇用契約申込義務）の適用対象から除外することが適当である。

#### 5 労働力需給調整機能の強化について

##### (1) 特定を目的とする行為について

期間の定めのない雇用契約の派遣労働者について、特定を目的とする行為を可能とするとともに、その際には、年齢又は性別を理由とした差別的取扱いの禁止規定等を整備することが適当である。

##### (2) 紹介予定派遣について

派遣契約及び就業条件の明示事項に、職業紹介後に労働者が従事する業務の内容、賃金、労働時間、雇用契約に係る期間の定めの有無等を加えることとすることが適当である。

##### (3) グループ企業派遣等について

グループ企業（親会社及び連結子会社）内の派遣会社が一の事業年度中に当該グループ企業に派遣する人員（定年退職者を除く）の割合を8割以下とする義務を派遣元事業主に課すことが適当である。

その際、割合についての報告制度を設けるとともに、8割を超えている場合には、指導、勧告、許可の取消し等の各措置を順次行うこととすることが適当である。

また、離職した労働者（定年退職者を除く）を元の企業に派遣することについて、離職の後1年間は禁止することが適当である。

## 6 法令違反等に対処するための仕組みの強化について

### (1) 違法派遣是正のための派遣先での直接雇用

適用除外業務への派遣、期間制限違反、無許可・無届け事業所からの派遣又はいわゆる偽装請負であつて派遣先に一定の責任のある場合、派遣先に対し行政が賃金及び雇用契約期間について従前以上の条件で雇用契約を申込むことを勧告できることとすることが適当である。

労働者代表委員からは、違法派遣の場合に派遣先での直接雇用関係を成立させる措置については、行政による雇用申込みの勧告では、勧告の発動が行政の裁量に委ねられることなどの問題があり、労働者の権利救済の観点から「直接雇用みなし規定」を導入すべきであるとの意見があった。

使用者代表委員からは、行政による派遣先に対する雇用契約申込みの勧告については、派遣先の故意・重過失に起因する場合に限定し、個別的かつ総合的に判断して措置するべきであるとの意見があった。

### (2) 派遣先の法違反に対する是正措置の強化

勧告・公表に係る指導前置を廃止し、法違反を繰り返すなどの悪質な派遣先に対しては、より強力な是正措置を発動できるようにすることが適当である。

### (3) 労働者派遣事業の許可要件・欠格事由

許可取消しの手続きが開始された後に事業の廃止届を提出し、取消しを逃れて再度許可をとることや、許可を取り消された法人等の役員が別の法人を設立して許可をとること等により、派遣元事業主が処分を逃れることのないよう、欠格事由に関する規定を整備することが適当である。

## 7 関係法制度の必要な整備について

この他、関係法制度について、必要な検討・整備がなされることが適当である。

## 今後の労働者派遣制度の在り方について (平成21年12月28日労働政策審議会答申)

派遣労働者をめぐる雇用環境等の変化を踏まえた厚生労働大臣からの諮問を受け、当部会においては、政府として諮問内容が緊急課題であり、次期通常国会に労働者派遣法改正法案を提出することが必要であるという事情も踏まえつつ、限られた時間の中で計9回にわたり精力的な審議を行ってきた。

当部会としては、労働者派遣制度は、労働力の需給調整を図るための制度として、我が国の労働市場において一定の役割を果たしているという基本的な認識は変わらないが、その時々の派遣労働者をめぐる雇用環境の変化に応じて、制度の見直しを行うことは必要であると考えている。

そこで、昨今の労働者派遣制度を取り巻く現状をみると、昨年来、我が国の雇用情勢が急激に悪化して、いわゆる「派遣切り」が多く発生しており、その中で、登録型派遣については、派遣元における雇用が不安定であり問題であるという指摘があったところである。また、特に製造業務派遣については、製造業が我が国の基幹産業であり、技能を継承していくためにも労働者が安定的に雇用されることが重要であると考えられるところ、昨年来のいわゆる「派遣切り」の場面においては派遣労働者の雇用の安定が図られず、製造業の技能の継承の観点からも問題であるとの指摘があったところである。

一方で、労働者派遣で働きたいという労働者のニーズが存在し、企業においても、グローバル競争が激化する中で、労働者派遣は必要不可欠な制度となっており、特に中小企業において労働者派遣による人材確保が一定の役割を果たしているという指摘があったところである。

こうした指摘も踏まえつつ、当部会としては、労働者派遣法について必要な改正を行うことが適当との結論に達したので、下記のとおり報告する。

### 記

#### I. 労働者派遣法の改正法案に盛り込むべき事項

政府が次期通常国会に労働者派遣法の改正法案を提出するに当たっては、昨年11月に第170回臨時国会に提出した法案（以下「20年法案」という。）の内容に、下記の各事項に示した内容を追加・変更した内容の法案とすることが適当である。

## 1 登録型派遣の原則禁止

- (1) 派遣労働者の雇用の安定を図るため、常用雇用以外の労働者派遣を禁止することが適當である。
- (2) ただし、雇用の安定等の観点から問題が少ない以下のものについては、禁止の例外とすることが適當である。
  - ① 専門26業務
  - ② 産前産後休業・育児休業・介護休業取得者の代替要員派遣
  - ③ 高齢者派遣
  - ④ 紹介予定派遣

なお、使用者代表委員から、暫定措置を講ずる場合に、経済状況や労働者のニーズも十分考慮に入れた上でその範囲や期間の在り方を検討すべきことに加え、そもそも登録型派遣は、短期・一時的な需給調整機能として有効に機能しており、これを原則として禁止することは労働市場に混乱をもたらすことから、妥当ではないとの意見があった。

## 2 製造業務派遣の原則禁止

- (1) 昨年来、問題が多く発生した製造業務への労働者派遣については、これを禁止することが適當である。
- (2) ただし、雇用の安定性が比較的高い常用雇用の労働者派遣については、禁止の例外とすることが適當である。

なお、使用者代表委員から、まずは真に問題がある分野を的確に見極める必要があるところ、製造業務全般への派遣を原則禁止することは、国際競争が激化する中にあって、生産拠点の海外移転や中小企業の受注機会減少を招きかねず、極めて甚大な影響があり、ものづくり基盤の喪失のみならず労働者の雇用機会の縮減に繋がることからも反対であるとの意見があった。

## 3 日雇派遣の原則禁止

- (1) 雇用管理に欠ける形態である日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者については、労働者派遣を禁止することが適當である。
- (2) この場合、20年法案と同様に、日雇派遣が常態であり、かつ、労働者の保護に問題ない業務等について、政令によりポジティブリスト化して認めることが適當である。
- (3) なお、雇用期間のみなし規定（2か月+1日）については、就業日など、みなされた労働契約の内容が不明確である等の問題があることから、設けないこととすることが適當である。

## 4 均衡待遇

- 派遣労働者の賃金等の待遇の確保を図るため、派遣元は、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮するものとする旨の規定を設けることが適當である。

## 5 マージン率の情報公開

- 20年法案にあるマージン率等の情報公開に加え、派遣労働者が自己の労働条件を適切に把握するとともに、良質な派遣元事業主を選択する一助とするため、派遣元は、派遣労働者の雇入れ、派遣開始及び派遣料金改定の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示しなければならないこととすることが適當である。

## 6 違法派遣の場合における直接雇用の促進

- (1) 違法派遣の場合、派遣労働者の希望を踏まえつつ雇用の安定が図られるよう、派遣先が、以下の違法派遣について違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、違法な状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して、当該派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約を申し込んだものとみなす旨の規定を設けることが適當である。
  - ① 禁止業務への派遣受入れ
  - ② 無許可・無届の派遣元からの派遣受入れ
  - ③ 期間制限を超えての派遣受入れ
  - ④ いわゆる偽装請負（労働者派遣法の義務を免れることを目的として、労働者派遣契約を締結せずに派遣労働者を受け入れること）の場合
  - ⑤ 1（登録型派遣の原則禁止）に違反して、常用雇用する労働者でない者を派遣労働者として受け入れ
- (2) (1)の規定の履行確保のため、通常の民事訴訟等に加え、(1)によりみなされた労働契約の申込みを派遣労働者が受諾したにもかかわらず、当該派遣労働者を就労させない派遣先に対する行政の勧告制度を設けることが適當である。

なお、使用者代表委員から、仮に規定を設ける際には、派遣先の故意・重過失に起因する場合に限定した上で、違法性の要件を具体的かつ明確にする必要性があることに加え、そもそも雇用契約を申し込んだものとみなす旨の規定を設けることは、企業の採用の自由や、労働契約の合意原則を侵害することからも反対であるとの意見があった。

## 7 法律の名称・目的の変更

- 法律の名称及び目的において「派遣労働者の保護」を明記することが適當である。

## 8 施行期日

- 施行期日については、改正法の公布の日から6ヶ月以内の政令で定める日とすることが適當である。ただし、1（登録型派遣の原則禁止）及び2（製造業務派遣の原則禁止）については、改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日とすることが適當である。

## 9 暫定措置等

- (1) 1（登録型派遣の原則禁止）に関しては、禁止に当たって派遣労働者等に与える影響が大きいため、その施行は段階的に行うべきあると考えられることから、暫定措置として、1（登録型派遣の原則禁止）の施行日から更に2年後までの間、比較的問題が少なく労働者のニーズもある業務への労働者派遣（具体的には政令で規定することとし、その内容については労働政策審議会で審議の上、決定）については、適用を猶予することが適當である。
- (2) 派遣元及び派遣先は、労働者派遣契約の中途解除に当たって、民法の規定による賠償等派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるものとすることが適當である。
- (3) 政府は、労働者派遣事業の禁止に伴い、派遣就業ができなくなる派遣労働者の雇用の安定や企業の人材確保を支援するため、公共職業安定所又は職業紹介事業者の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めるものとすることが適當である。  
その際、とりわけ中小企業においては人材確保が困難であるという指摘があったことを踏まえ、職業紹介事業等が中小企業の人材確保に適したものとなるよう、特に配意すべきである。

## II. その他の検討項目について

- 1 派遣先責任の強化や派遣先・派遣先労働組合への通知事項の拡大など、上記Iに掲げた事項以外については、更に検討すべき問題も多数見られることから、今回の法案では措置せず、当部会において引き続き検討することが適當である。  
その際、労働者派遣事業の許可・届出や派遣元責任者講習等の在り方についても、併せて当部会において検討することが適當である。

なお、労働者代表委員から、その他の検討項目とされている派遣先責任の強化や派遣先・派遣先労働組合への通知事項の拡大、及び特定労働者派遣事業の届出制から許可制への移行などについても、速やかに改正法案に盛り込んでいくべきであるとの意見があった。

また、労働者代表委員から、登録型派遣禁止の例外とされている専門26業務について、見直しの検討が必要であるとの意見があった。

- 2 また、上記Iに掲げた事項についても、改正法案の施行後一定期間経過後に施行の状況を見ながら検討を行い、必要に応じて見直しを行うこととすることが適當である。  
見直しの検討に当たっては、当部会において、特に中小企業及び中小企業で働く労働者への影響を十分把握し、これらの実態を踏まえた検討を行うことが適當である。

## 改正後の労働者派遣法 参照条文(関係部分抜粋)

(事業報告等)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 (略)

5 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に關し情報の提供を行わなければならない。

(派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限)

第二十三条の二 派遣元事業主は、当該派遣元事業主の経営を実質的に支配することが可能となる關係にある者その他の当該派遣元事業主と特殊の關係のある者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「関係派遣先」という。）に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合（一の事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の関係派遣先に係る派遣就業（労働者派遣に係る派遣労働者の就業をいう。以下同じ。）に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者のすべての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合をいう。）が百分の八十以下となるようにしなければならない。

(有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等)

第三十条 派遣元事業主は、その期間を定めて雇用する派遣労働者又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者（相当期間にわたり期間を定めて雇用する派遣労働者であつた者その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進することが適當である者として厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において「有期雇用派遣労働者等」という。）の希望に応じ、次の各号のいづれかの措置を講ずるように努めなければならない。

- 一 期間を定めないで雇用する派遣労働者として就業させることができるように就業の機会を確保し、又は派遣労働者以外の労働者として期間を定めないで雇用することができるように雇用の機会を確保するとともに、これらの機会を有期雇用派遣労働者等に提供すること。
- 二 当該派遣元事業主が職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合にあつては、有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、有期雇用派遣労働者等を対象とした期間を定めないで雇用される労働者への転換のための教育訓練その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

### (均衡を考慮した待遇の確保)

第三十条の二 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先（当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。第四節を除き、以下同じ。）に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力若しくは経験等を勘案し、当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者について、教育訓練及び福利厚生の実施その他当該派遣労働者の円滑な派遣就業の確保のために必要な措置を講ずるよう配慮しなければならない。

### (待遇に関する事項等の説明)

第三十一条の二 派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。

### (労働者派遣に関する料金の額の明示)

第三十四条の二 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

- 一 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合当該労働者
- 二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合当該労働者派遣に係る派遣労働者

### (日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行つてはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

### (離職した労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の四 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとする場合において、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の六第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣を行つてはならない。

(適正な派遣就業の確保等)

第四十条 (略)

2 (略)

- 3 派遣先は、第三十条の二の規定による措置が適切に講じられるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者に関する情報であつて当該措置に必要なものを提供する等必要な協力をするよう努めなければならない。

(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

第四十条の六 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者（雇用の機会の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。）に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

- 2 派遣先は、第三十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければならない。